平成２５年（フ）第１３９６５号
東京都中野区東中野４丁目16―11―702
破産者　小松　友美
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０６０号
千葉県松戸市大橋730―２、住民票上の住所東京都港区芝浦４丁目20―２―2321
破産者　金子義奉・金義奉・金子義宣こと　金義宣
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１１４号
東京都中野区弥生町２丁目49―11―205
破産者　樋口　　達
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１３０号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目１―24、開始決定時の住所東京都八王子市八幡町12―14―402
破産者　西村　俊八
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８０号
東京都練馬区石神井台３丁目18―２―607
破産者　高田施強子こと　高田　勢津
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８５号
東京都渋谷区宇田川町６丁目11番地
破産者　株式会社ディスクブルー・インターナショナル
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８６号
東京都新宿区北町２―103
破産者　小林　正明
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９０号
東京都墨田区錦糸１丁目５―８―503　Ｓ．Ｔビル第２
破産者　辻　とみ子
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２７号
東京都渋谷区本町２丁目12番９号
破産者　有限会社ビーツーワイ
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２８号
鳥取県境港市外江町2281―３
破産者　朴　　亨柱
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２９号
千葉県船橋市本中山４丁目７番１号
破産者　山信実業株式会社
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３０号
千葉県船橋市本中山４―７―１―103、住民票上の住所千葉県船橋市本中山３丁目23―７―109
破産者　山口　康文
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９７号
東京都足立区西新井３丁目７番８号
破産者　有限会社丸永
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９０号
千葉県松戸市上本郷900―２―910、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区千駄木１丁目22番28―603号
破産者　ＳＳＩエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９１号
千葉県松戸市上本郷438　北松戸第２ローヤルコーポ1001
破産者　内田　正孝
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９３号
東京都世田谷区北沢２丁目７番３号１―Ａ
破産者　有限会社ＳＡＩＧＯＮ　ＤＥＰ　ＬＡＭ
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９４号
東京都世田谷区北沢１丁目47―16―101
破産者　土井　慎二
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０８６号
東京都中央区京橋２丁目９番９号
破産者　株式会社セラ・ジャパン
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５９号
東京都足立区谷中１丁目29番24―101号、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区加平１丁目７番15号
破産者　株式会社荻原商店
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１６０号
東京都足立区谷中１丁目29番24―101号
破産者　荻原　　博
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部